

# (別紙) 新LIFEシステム利用に係る事業所・施設における対応 (スケジュール)

- 7月31日の新システム移行期間終了までに、**新LIFEシステムの利用登録及び移行作業が必要** (①：新LIFEシステム移行期間)
- **令和6年度報酬改定対応後のLIFE項目については、8月1日から登録可能となる予定。令和6年4月以降の加算算定に係るデータ提出は、原則10月10日までの遡り入力を可とする** (②：遡り入力期間)
- なお、6月改定のサービス (訪リハ、通リハ) についても、令和6年度4月以降にLIFEへ提出する情報は、令和6年度改定後のLIFE項目とすること

